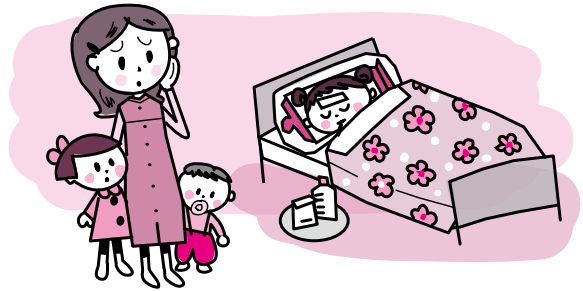


市長室 から お答え します

～小学生医療費～ その場で助成を受けられないの？



Q 小学生の医療費について市の助成を受けるには、いったん病院窓口で自己負担額を支払わねばならず、市への申請から振り込みまで時間がかかります。

小さな子がいるので、なかなか申請にも行けません。乳幼児の医療費助成制度と同じように、受給券を提示すればその場で医療費の助成が受けられるようにできませんか。

A 乳幼児医療費助成制度は、県が全市町村の委託を受け、県内の医療機関と受給券利用の契約を結び、医療機関からの医療費の請求・支払いに関しても、取りまとめ機関と県が一括契約することで実現したものです。

小学生医療費助成制度は、成田市独自の制度で県内で行う自治体も少なく、医療機関との契約や請求・支払いなどを市が単独で行うことは困難な状況です。

仕事や家庭の都合で「なかなか申請できない」という人で

も、医療機関で医療費を支払った月の翌月から2年間は手続きできます。

「日曜開庁日」(P20)にも申請できますので、ご利用ください。

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ & A方式で紹介しています。

消費生活 相談

Q&A

通信販売の トラブル

Q 通販カタログを見て気に入ったトレーナーを電話で注文しました。ところが、届いた商品は写真のイメージと違い、仕立ても雑な感じです。返品できるでしょうか。

A 今回の場合は通信販売に当たり、「特定商取引に関する法律」の対象になっていますが、クーリング・オフ制度の適用はありません。しかし、独自に返品制度を設けている販売業者もあり、法令で指定されている商品については、返品制度の有無の表示が義務付けられています。今回のトレーナーはその指定商品に当たるので、カタログ上の返品



制度の表示を確認し、表示があればその期間・方法で販売業者に返品することができます。

また、返品制度の表示の有無にかかわらず、「注文したものと違う商品が届いた」「その商品が壊れていた」などの場合には、交換や返品を申し出ることができます。

インターネットショッピングも通信販売に当たり、同様のトラブルが増えています。利用するときは返品制度について書かれているかなど、よく確認するようにしましょう。

トラブルを避けるために

1. 代金の前払いは避ける
2. 返品に関する記載内容を必ず確認する
3. 広告をしっかり取っておく
4. 販売会社の名称、住所、電話番号などを確認する。私書箱のみのときは要注意
5. 商品が届いたらすぐに内容・状態を確認する
6. インターネットで注文した場合には、注文内容や業者からの確認画面などを印刷・保存しておく

法改正により12月からは、通信販売について広告に返品の可否や条件についての特約を表示していない場合、商品を受け取ってから8日間、送料を消費者負担で返品ができるようになります。

日本通信販売協会「通販110番」(☎03-5651-1122、平日の午前10時～正午、午後1時～4時)でも通信販売に関する相談を受け付けています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。